

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第11回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年1月24日（金） 9：59～11：52

場所 経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、第11回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、中部電力からは説明者として勝野取締役副社長にご出席いただいております。

また、山内委員におかれましては、総合資源エネルギー調査会の臨時委員再任に伴い、改めて金本分科会長より本小委員会の委員に指名されておりますので、ご報告させていただきます。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。山内先生には引き続き委員長代理をお願いしたいと存じます。ご本人いらっしやいませんけれども、いやも応もなしと。

2. 公聴会及び国民の声について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まず、第1番目のアジェンダですが、1月22日水曜日付で消費者庁において中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントが取りまとめられたと伺っておりますので、まず、消費者庁さんからご説明をいただきます。

次に、アジェンダの第2ですが、12月26日木曜日に名古屋会場で行われた公聴会とインターネットや郵送で国民の皆様よりお寄せいただきました国民の声について報告をいたします。

最後に、アジェンダの3が電気料金審査専門小委員会等における指摘事項へのご回答につきまして事務局及び中部電力からご説明をいただきます。

それでは、まず消費者庁の片山課長よりご説明いただけますでしょうか。

○片山消費者庁消費生活情報課長

ありがとうございます。資料3をごらんください。

資料3に先ほど委員長のほうからご紹介ありました中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントというのがあります。これまで6電力の皆さんに同じように電気料金を改定した際にやらせていただきましたけれども、同じ手続を踏むものでございます。既に先ほども1月22日公表というふうにご案内ありましたけれども、ホームページ上で公表しているものでございます。

このチェックポイントを作成するに当たり、前回も私のほうから紹介させていただきましたけれども、昨年の12月11日に名古屋で消費者と消費者団体との意見交換会、それから、ことしの1月8日に消費者委員会にある家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会、そこにもご意見いただきまして作成したものでございます。

最初のこの1ページ目に書いてありますように、電気料金が非常に国民生活に大きな影響を与えるということ、それから、2段落目に書いていますけれども、徹底した経営効率化の努力ですね。それから、十分な情報提供、それから、明確な説明を行っていただきたい、そして、消費者の権利に即し、消費者の意見を政策に反映させるといった消費者の利益によりかなったものになっていただきたい、そういうことを求めたものでございます。

特に前回も申し上げましたけれども、今までになかったところなんです、最後の段落に、特に消費者庁が名古屋で開催した意見交換会においては、原子力発電の安全性に関する意見が多数表明されるなど、消費者の安全の確保に対する関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について、十分な情報提供を行うことを期待したいと、こういうのをつけ加えさせていただいたところでございます。

以降、2ページ目はずっとチェックポイントがあるわけですが、時間も余りないということなので、主な変更点というか変わったところだけ説明したいと思います。

まず、2ページ目の財務状況というのを新しく加えました。①ですね。これまで電気料金の値上げ認可申請をした電力会社に比べて剰余金の水準が高い中での値上げの必要性について、合理的に説明していると。これを1つ加えさせていただいております。これはもう既にここの議論にもありましたけれども、そういうことでございます。

それから、人件費等がありまして、その次のページの3ページに調達等という項目がございます。⑤で基準的な枠組みは前と同じなんですけれども、つけ加えた点としまして、2つ目の文ですね。2段落目の最後から、競争入札の対象分野を明らかにするなど、実現に向けた具体的な方法を説明しているかと消費者委員会のほうからこういうコメントもございました。

それから⑥、これも基本的に前もあった項目なんですけれども、つけ加えて、「各電力会

社のこれまでの取り組みのみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標とする」、いわゆる10%というのがどういうふうに決まっているのかというのを説明していただきたいということですね。

それから、⑧も前からあった項目なんですけど、これに加えて、1行目の途中から、公益的な、広告宣伝費等が普及開発関係費なんですけれども、公益的な目的から行う情報提供であって、合理的な理由があるものに限り、原価に算入しているか、要するにこれ原発のいろいろ宣伝とかそういうのがちゃんと盛り込まれて、それがちゃんと説明できていないのではないかとということのご意見をいただきましたので、つけ加えているところでございます。

それから、4ページ目にありました事業報酬、それから、減価償却費、レートベース、燃料費、購入電力料等と続くわけですが、この燃料費、購入電力料等のところなんですけれども、まず、⑮が大きく変えています。燃料単価の上昇は燃料費調整制度において電気料金に織り込み済みであるにもかかわらず、燃料費の増加を理由に電気料金を値上げしなければならないことについてわかりやすく説明しているか、これ、まさしく名古屋の意見交換会のことでありましたけれども、ここの説明がわかりにくいということなので、これは改めて聞いていただきたいというふうに強く要望があったので入れておるところでございます。

それから、さらに次の5ページ目ですね。⑳でございます。バックエンド費用についてなんですけれども、特にその内容と電気料金との関係をわかりやすく明確に情報提供されているか、それから、原子力発電所の廃炉にかかわる会計制度の変更により、発電所設備の減価償却、それから、解体引当金について、原価への計上方法が変更されたが、それによる電気料金の値上げがどの程度になるか定量的にわかりやすく説明しているかというところでございます。これもここでもご議論があった話だと思います。

それから、㉑ですね。浜岡原子力発電所の再稼働に向けての安全対策に向けた新規の設備投資が今後どの程度の期間、原価に織り込まれるかについて合理的な説明をしているかということで、意見交換会でも総額3,000億と言われる安全対策工事費をかけているけれども、これは電気料金の中に算入されているのではないかとか、そういう質問がありましたので、つけ加えているところでございます。

それから㉒、これは先ほどのバックエンド費用とか新規の設備投資の見込みについて説明していますかということで、これも原発から見て前の会議を反映してつけ加えているところでございます。

それから、規制部門と自由化部門の関係とか、需要の推計、見込みと実績の乖離、新料金体系への移行に向けた情報提供等、それから、次のページですね、資産売却等、電灯需要の伸び予測、

最大電力量想定及び節電予測、ここら辺は以前と同じ枠組みを維持しているところでございます。

ごめんなさい、最後の電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測というところで、7ページ目に入っちゃうんですけれども、⑩のところ、供給予備力の話ですね。これもこの会議で議論があったと思いますけれども、加えている点は2つ目の文章からなんですけれども、その際、供給予備率の水準は、原価算定期間内の電源構成の変動等も踏まえて、明確かつ合理的に説明されているかということがここの変えているところでございます。

それから、最後に適切な審査等、今後、中長期的に取り組むべき事項とありますが、最後の⑫、これが全く今までなかったんですけれども、今回つけ加えたものでございます。今回の原価算定期間終了後には、浜岡原子力発電所の再稼働の本格化により電源構成が大きく変わり、原価算定期間に比べ燃料費が大幅に削減されることによる値下げも想定されるが、その際の値下げ幅について、検証を行うこととしているか、こういうのをつけ加えさせていただいております。

以上、時間等の関係で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○安念委員長

ありがとうございました。それでは、この点につきまして何かご発言のある方、どうぞ。どなたからでも結構でございます。いかがでございますか。どうぞ、何かありましたら。

いやいや、無理にとは申しません。大体私どもの問題意識とほぼ重複はしていると思いますが、どうぞ松村先生、すみませんでした。

○松村委員

ご指摘され強調された点のかなりの部分は、ここでも一生懸命やっており、剰余金だとかについても、ここでの考え方は整理していると思います。ただ、もちろん消費者庁は独立にやられるわけですから、それに対して更に追加してチェックすることに対して異議を申し上げるものではありません。ただ、幾つかの点に関しては中部電力の責任であると同時に、この委員会の責任でもある。燃料費調整制度があるのにもかかわらず、なぜ燃料費が上がることによって料金が更に上がるのかというのは、中部電力特有の問題ではなく、ずっとある問題で、これに関して理解がまだ不十分だということがあるとすれば、もちろん中部電力は当然最大限の努力をして説明をするわけですが、私たちもそういう仕組みがわかるように説明する責務を負っているのだと思います。必要があれば委員長初め出向いて説明することもやぶさかではありません。委員長のことを僕が言うのも変ですが、どの委員もやぶさかではないと思いますので、必要があればお申しつけください。

それから、調達に関して更にまた、特に入札という関連で言っていたいたわけで、これに関しては、中部電力はかなりの努力をしているということ、それでもまだ足りないのではないかと

いう話をこの委員会も消費者庁も両方共有していると思います。この点についてはこの委員会でも一生懸命努力していきますが、もし足りないというようなことがあれば、査定の過程で共有する方がより効率的に査定できると思いますので、今後もぜひ積極的に発言をお願いします。

調達に関してちょっと余計なことを言うようですが、今詳細に見ているわけなのですが、大きな改善があった点としては、例えばスマートメータ、メータ周りに関してはRequest for proposalをやったり、あるいは入札で調達するというをやったりということで、従来と大きく変わって進展が見られる点で、中部電力の取り組みを高く評価すべきだと思います。ただ、中身が、今回中部電力がやったのに関しては、かなりの疑念を現時点で私は持っています。メータ周りのことで仕様書にも書いていないような技術要件を後出しじゃんけんのように突然出して、その結果として実質的に応札できる会社を1社に絞り込んで、結果的に高コストで買っているのではないかという疑念です。形だけ入札にしているけれども、実質的には随意契約なのではないかということを疑われかねないようなことがあったのではないかと疑っています。もちろん企業機密の情報なので公開では出せないわけですが、したがってなぜ私がそう思ったのかということ具体的にお話しできないのはとても残念ですが、しかし、少なくとも中部電力が出した資料から見ると、普通に考えるとそう疑わざるを得ないような相当ひどいことをやっているように見える。

したがって、これは幾ら何でも相当おかしいから、ちゃんと説明してくださいということを今現在要求していて、きっと説明があり納得することになるとは思うのですが、いずれにせよ、こういう形で入札していますということで鵜呑みにして、きちんと精査しないなどということはこの委員会ではしておりません。ちゃんとそういう形で厳しく見ておりますので、この点をご理解をお願いいたします。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。ほかに何かございませんか。どうぞ、楓さん。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

消費者庁さんとの話し合いの中で、現在の総括原価方式に対する疑問が出されているんですね。これは中電さんに申し上げることはなしに、いわゆる国のシステムの問題ですから、この辺のところについて疑問が出されて、ぜひ見直しを図ってほしいというような意見がかなり強調されたと思いますので、その点を補足しておきたいと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

消費者庁さんからお示しをいただきましたチェックポイントは、ほぼ私どもの問題意識とも重なっておりますし、濃淡はあれ、一応審議してきたつもりではありますけれども、やはりまだ言われてみると十分深まっていないか、あるいは何回もやったので忘れてしまったか、そういうのもありますので、私のほうでもう一回自分のためにも頭を整理して、既存の資料で明らかになる点もあるだろうし、既存の資料を加工してもっと深めるということもあるかもしれませんので、ちょっとやってみたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、公聴会及び国民の声につきまして事務局よりご説明をいただきます。

○片岡電力市場整備課長

資料4をごらんいただければと思います。

公聴会についてでありますけれども、公聴会をご承知のとおり年金値上げに係る審査プロセスの一環としまして、電気事業法第108条に基づき、広く一般の意見を聞くために目的に開催するものであります。さまざまなご意見は後でご紹介しますが、いただきましたけれども、これにつきましては後ほど説明しますインターネットでの国民の声とあわせまして、この小委員会での審議にも反映していただきたいというふうに考えております。

公聴会のまず概要でありますけれども、陳述人、10月29日から12月11日まで募集をいたしました。ご案内も各地方自治体あるいは消費者団体、中小企業団体、633の団体をお願いしております。その結果、20名の方から陳述の申し出がありまして、全員を陳述人として指定しております。また、この小委員会の委員の先生方にもご参加いただいております。議事進行につきましては安念委員長に、それから、この委員会でもより意見を反映させるという趣旨から、小委員会の委員としまして梶川委員、辰巳委員、永田委員、松村委員、山内委員にもご出席いただいております。

ご意見の内容の例でございますけれども、2ページのほうで概要をまとめております。詳細につきましては、別紙のほうで詳しく書いております。

まず、値上げの理由につきまして、剰余金の残高が非常に多いという中で、これを活用する形で値上げはやめていただきたいというご意見でありますとか、あるいは規制部門の値上げの前に自由化部門の値上げをお願いすべきであるというご意見でありますとか、消費税の値上げとなぜ同時期に値上げをするのかというご意見、逆に中電の経営状況とか経費の削減努力から考えると、申請のとおり認めるべきであるというご意見もありました。

人件費につきましては、役員の給与・報酬をどれだけ下げたか、逆に極端な人件費の削減は社員の士気を委縮させるというご意見もありました。

燃料費につきましては、削減をお願いしたいと。

また、先ほど消費者庁さんから説明ありましたが、原発の取り扱いにつきまして、浜岡

原発の再稼働が現実的ではないというご意見、それから、原発は動かなくても七、八割の管理費とか修繕費とか人件費がかかっていると。原子力を諦めて火力の燃料費にすべきであるというご意見、逆に新基準適合といいますか、合致した原発を再稼働すべきであるといったご意見もいただいております。

また、次のページですけれども、総括原価方式の見直しということで、一般の企業から見れば不当に優遇されていると言えると。徹底的なコスト削減をお願いしたいというご意見もありました。

また、その他、競争入札の発注の割合を早期に引き上げてほしいでありますとか、原発の安全をPRする広告費が膨大に計上されていないかというご指摘もいただいております。

後ろのほうで個別の方々のご意見の概要をまとめております。また、その公聴会の場でちょっと宿題がございまして、自由化部門のお客さんのうち大口上位10社の料金はどうなっているのかというご指摘がありまして、この委員会でお示ししますということだったんですけれども、後ろの参考資料1ということで1枚紙を挟んでおりますが、回答をつけております。規制部門のお客様の単価が23.92円でありますとか、それから、自由化部門のうち高圧、特高の値段、それから、「また」というところで上位10社の平均単価が12.76円であるという情報がここで開示されております。

続きまして、2ポツの国民の声のほうでありますけれども、これにつきましては、さらに公聴会に出ていただいている方以外も含めて広く一般の方からご意見を伺うという観点で、電子政府の窓口でありますとか経産省のホームページで募集をしたものであります。合計で106通のご意見をいただいております。これは公聴会の日まで募集を行ったということであります。ちょっとまだ精査中であります、後ろの参考2のほうに意見の概要を張りつけておりますけれども、内容としましては、原発に関するものが62件で一番多くて、その他、経営効率化に関するもの、人件費に関するもの、燃料費に関するもの、さらには総括原価方式の見直しに関するものといったような形でご意見をいただいております。これらにつきましても、ご審議に反映していただくとともに、最後のタイミングでこの回答を査定方針に沿った形でまとめて公表したいというふうに考えております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。それでは、この中から4人の委員の方に公聴会にご参加をいただきましたので、お一方ずつ簡単にコメントをいただきたいと存じます。

それでは、梶川委員からお願いいたします。

○梶川委員

公聴会に参加しまして、意見陳述人の皆様から非常に真摯な、かつ貴重なご意見をお伺いすることができました。今後の審査の過程に生かしたいとともに、ご意見をいただいたことを感謝しております。

内容につきましては、今事務局からご説明いただいた内容のとおりでございます。私が印象深かったのは、やはり1つ目は消費税の増税の時期というのとちょうど今この値上げが重なるということで、この辺、今料金査定と直接つながることではないんですけども、なぜ今のだというご意見が強かったかなということでこの辺のことから、あと、やはり剰余金が他の電力会社さんと比べて相対的にお持ちになられているという財務状態がいいという部分について、非常にご意見があったということで、私どももきちっとした説明をお聞きしながら進めていくべきであろうという点、それから、やっぱり浜岡という南海トラフの地域特性というのをひどく皆さんご心配をされているということで、この問題もなかなか料金の問題とどういうふうに関係して考えるかということがあるんですが、災害対策工事費というものの意味がどういうことなんだろうというような点で、これもきちっと考えていかなければいけないという点でございます。

あとは、やはりどの電力会社さんでも共通する総括原価のお話で、やはりこれは本当に信頼性のある形での説明というものを可能な限り続ける努力しかないのであろうかなということと、やはり事後のチェック、フォローの仕組みというものはどなたもこれを厳正にしていきたいということで、この辺は同じ共有する部分で、あと、本当にやっぱり公共料金というものは生活のインフラであって、基本命題が安くないといけないんだというようなことというのもちらっとお聞きしたような気がいたしまして、これはもちろん料金というのは適正にしているということのためにこの委員会があるわけですけども、大命題みたいなものというのをどう考えるかというのは少し考える部分がございました。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。それでは、辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございます。今回も公聴会に参加させていただいてよかったというふうにまず思っております、感想として。普通の市民がああいう公聴会の場で意見を申し述べるということは、とても勇気の要ることだというふうに思っています。誰でもできることではないんですけども、そこをその勇気を出して、やっぱり自分の思っていることを聞いてほしいんだといって来られている方たちなので、だから、そういう思いをちゃんと私たちは受けとめるべきだと。勇気を奮っ

てどうしてもこれは伝えてほしいんだというふうに言ってこられていることをちゃんと受けとめるべきだというふうに思うし、そういうふうに言ってきてくださったご意見というのは非常に同感するところがたくさんありまして、まず基本としてやっぱりいろんな意見がたくさん出ておりました。今回のご説明もありましたけれども、だけれども、その中で共通するのはいずれも納得できる説明をしてほしいんだと。もちろん反対で絶対受け入れられないという話もあるのかもしれないけれども、きちんとご説明をいただいて納得できるようになれば、譲歩もあり得るというふうなイメージで私は受け取っておりました。だから、本当にそれが一番難しいところだとは思うんですけれども、やっぱりそれをきちんと尽くしていくということが電力さんにとっても重要な役割だと思うし、ここの委員会の私たちの役割としてもとても重要なかなというふうに思ってお聞きしておりました。

そういう意味からも、やっぱり公聴会でものを言ったからには、ちょっとぐらい聞いてよという気持ちが意見を言っている方たちにあるわけで、やっぱり聞けることはちゃんと聞いていくべきだというふうに思うので、ぜひそういう経過を見せていかなきゃいけないとも思うので、やっぱりこの公聴会をやる意義があるというか、やってよかったなというふうに思っただけのような形をこの審議会でも進めていきたいなというふうに私は思っただけで参加させていただきました。

そうは言ってもなかなか難しく、例えば私がすごく印象に残っているのは、中部電力さんがやっぱり電気をつくってくれていると。だから、その電気をつくっている現場をもっと市民に見せるべきだ、知ってもらうべきだというご意見が一方でありました。一方では、そんなたくさんのお金を電気料金で払って、どうせ行く人は限られているわけだから、それはよろしくないよという意見がありました。両方とももともとだと私は思うんですね。だから、やっぱりそこら辺のそういうご意見をどういうあんばいで私たちが考えていくかということがすごく私たちに課せられていることかなというふうにも思っておりますもので、ぜひそこら辺もやっぱり電力さんと一緒に考えながらやっていくべきかなというふうに思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○安念委員長

ありがとうございます。松村委員、お願いいたします。

○松村委員

他の公聴会でも同じだったのですが、この委員会のミッションを超える要望も多くいただきました。例えばそもそも総括原価に基づく料金制度そのものに問題がある、あるいはそうでなくても現行制度の細部のルールに問題があるとか、そういう類のこと、あるいは更にもっと上位の政策に関することもあった。公聴会でも申し上げましたが、日本は法治国家ですので、今現在のル

ールを踏み越えて後出しじゃんけんのように勝手にルールを変えるわけにはいけないので、できることは限られます。しかし、ルール自体はこの後未来永劫変えられないということは決してない。そのような意見をこの場で仮に生かせなかったとしても、今後の制度設計に生かしていかなければならないと思いました。

それから、私たちの情報発信、説明が不十分なのかもしれないということも思い知らされたことも幾つかありました。例えば全ての電力会社共通の問題として、大口のお客さんと小口のお客さんだとキロワットの単価が違う。これはけしからんというようなことも伺いました。

これに関して言えば、部分自由化の結果こうなったのではなく、昔からそうになっている。どうしてこういう格差が生まれてきたかに関しては、全ての電力会社共通のことなので、私たちも説明していかなければいけない。しかし一方で、それを聞きながら、やはり制度にも問題があるのかもしれないと感じました。問題があるというのは、例えば大口が安いなら、まとめて買ってその後みんなに配分するとかをするから、そういうことが許されないのはおかしいというような話は、一需要地一契約という基本ルールに直結する。

このルールが本当にいいのかどうか。電力市場に関して言えば、例えばこのルールは、他の公営事業、都市ガス事業に比べれば、マンションなどのアグリゲーションが可能という意味では、電力市場はかなり進んでいる。それでも、まだ十分でないかもしれないということを、虚心にもう一度考え直さなければいけない。これについて改めて考えさせられました。いろんな意味で大変勉強になりました。

参加してくださった方々、どうもありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。次、山内先生ですか。先ほど先生がいらっしゃる前に引き続き委員長代理をお願いしますと申し上げておきましたので、さようお心得をお願いします。

○山内委員

大変申しわけございません。中央線というのはいつもおくれることになっていまして、大変失礼しました。

それで、もう公聴会については皆さんおっしゃったとおりだと思います。ただ、自分の一番印象に残っているのは、やはり今、松村さんが言ったけれども、総括原価のやり方ですか、これについてはいろいろご疑問があったということで、これから制度を改革する中でそれは生かしていかなきゃいけないとも思いますし、また一方で、必ずしもちょっと誤解されているのかなと思うところもあったものですから、そういったところも自分はそういうことを専門にしている人間としては、少し皆さんにご説明をちゃんとしなきゃいけないと、こんな反省を持った次第です。

その他の感想については全て同じです。ありがとうございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次に委員会における指摘事項の議題に移りたいと存じます……ごめんなさい。

○松村委員

最後に説明していただいたこの中部電力の解答、参考資料1について確認させていただいていいですか。

この上位10社というのは、これは契約単位で10なのか、会社単位に集約して10なのか。それから、これは例えば瞬時調整契約だとかそういう類の契約を結んでいる人も全て含めて使用量の多い上から10になっているのか、そういう特殊な契約あるいは夜間に主に使うとかそういう特殊な契約は除いて出しているのかを確認させてください。

○安念委員長

後者は極めて重要なところですね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

上位10社のお出しした内容は、会社単位で今おっしゃられたさまざまな契約を全て包含した形で出させていただいております。

○安念委員長

というのは需要地単位ではないということですよ。企業単位であると。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

そうです。

○安念委員長

わかりました。あと、契約の中身ですよ。つまりいろんなコンディションがついているはずですよ。だからこそ安いということが当然あるわけで、その点については何かコメントしていただくことはありますか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

それらを全て含んだ形で一企業として出させていただいているところでございます。

○安念委員長

よろしゅうございますか。そうだろうと思いましたが、ご確認をいただきまして、ありがとうございます。

ほか、よろしゅうございますかな。どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

今の件で公表できるのかどうか私はわからないんですけども、やっぱり公聴会の中で非常にたくさん使っているんだと、大口の人たちが。だから、たくさん使っている人たちの負担分を何か要するに規制のところに押しつけているのではないかというふうな原子力発電のことも含めてご意見があったと思うんですけども、今この上位10社とおっしゃった消費電力量、例えばそういうのは出すことができるんですかね。例えば年間でも月でも、どのくらい使っておられるのが上位10社、例えば1社でも、いや、出せるのかどうかわからないんですけども、もし可能なら。だって、家庭ならば月平均300キロワットアワーとか、そういう表現をするじゃないですか。企業の場合は、参考のためにもし聞けるのなら。すみません。

○説明補助者（中部電力株式会社）

お出しすることはできるのですが、よろしければ各企業単位ですので、外に出ないという形でお示しさせていただければと思います。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

そういうことでしたらおっしゃるとおりで、やはり個別契約なので、各社並べてその数字を出すと、大体ご推測がついてしまいますので、事務局を通じてお出しすることは可能でも、なかなかこの場では難しいということでもあります。

○安念委員長

だから、別に後者の名前はいいですよ。A社、B社、C社と出していただければ。A社がどこかなんて大体わかってしまうんだから。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

それをこの場で出すのはなかなか難しく、大体量で会社がわかってしまうので、事務局を通じて出すのは可能でありますということでもあります。

○安念委員長

では、出せる範囲でお願いをいたしましょうか。

ほか、いかがでございますか。

3. 電気料金審査専門小委員会等における指摘事項について

○安念委員長

それでは、委員会における指摘事項の議論に移りたいと存じます。

前回までの委員会において委員などからいただきました宿題について、事務局からご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料5を見ていただければと思います。

まずは前提契約の水力の発電電力量における豪雨の影響のとり方につきまして、過去の料金改定などとコンシステント、整合的であったかどうかということについてのご指摘をいただいております。

それから、経営効率化につきまして出向先への出向目的・意義、なぜ中部電力が給与負担をしているのかという点、それから、3番は関連しますけれども、中部電力はそのような会社経営責任があるのか、それから、出向者を出向先につきまして子会社、関連会社ごとに整理してほしいというご指摘をいただいております。

また、修繕費につきましては、特に高経年化の関連ですけれども、修繕が必要な設備が原価算定期間中にふえるということを客観的にデータで示してほしい、それから、その修繕費が原価算定期間を超えて平成29年以降も続くのかどうか、先の計画を示してほしいというご指摘をいただいております。

それから、費用の配賦・レートメークにつきまして3段階料金の格差が他社と比べて低い理由、それから、高齢者にとっての料金メニューの説明といたしますか、ご理解は難しいと思うので、検針票や電話による説明では理解できない、どうやって説明していくのかということについてご指摘をいただいております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。それでは、ただいまの点につきまして中部電力さんからご説明を15分ぐらいでお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

中部電力の勝野でございます。改めまして、本日もよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料6の説明の前に一つお詫びとご報告をさせていただきます。前回のこの委員会場で申し上げましたように、昨年6月に発生いたしました請負会社からの誤請求による過去の配電設備の投資等に関する過払い額がございまして、昨年の時点では4,300万円の清算の影響を今回の料金原価の算定に反映することが漏れておりましたということで、お詫びとご報告を申し上げます。その後同様の事象の有無につきまして配電設備以外の設備も対象に総点検を行ってまいりました結果、今回さらに6種類の配電設備の工事に関する同様の誤請求で、約6年間分の当社の過払い額、払い過ぎの額が約1億2,900万円あったことが判明いたしました。この金額につきましては、今年度中に返還を受けるとともに、再発防止に向けて当社、請負会社がそれぞれ対策を講

じることいたしました。合わせまして、工事施工における品質や、やはり品質だけでなく能率向上ということにも取り組んで当社の調達価格の削減につながるよう検討を進めてまいります。

本件に起因いたしまして、過去の配電設備の投資等について修正が必要であるため、補正申請の際に減価償却費等を算定し直し、訂正の上、減額させていただきたいと存じます。料金原価への影響額は前回分、去年報告した分と今回合わせて修繕費で3,700万円、減価償却費で600万円など5項目の品目にわたりますけれども、合計5,000万円程度となります。改めまして申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、資料6に基づいてこれまでの委員会で頂戴したご質問への回答にさせていただきます。

先ほどご報告ありました指摘事項1の水力発電量の争点につきましては、こちらは事務局調べとなっておりますけれども、当社からも説明をさせていただきたいと存じます。

2ページ目をごらんください。

自流分の水力発電所の発電電力量の想定に当たりましては、河川の平均流入量——いわゆる自流と呼んでいますけれども——を全て活用した場合に発電できる量である可能発電電力量——これは30カ年の過去平均を使っており、平均可能と呼んでいます——から溢水電力量を差し引いて算出しております。溢水電力量は発電機の作業や故障の停止及び出水——水が多く出過ぎますと停止をするんですが——出水影響などの原因により発電に利用ができずに直接下流に流してしまうなど、これらの水量を電力量に換算したものであり、実績に基づいて算出しております。

グラフにございますように、溢水電力量が至近年においてかなり増加しておりますが、その原因といたしまして、近年、短時間の集中豪雨が発生するケースが増加しているということで出水増に加えまして、水車発電機保守の効率化に伴う作業停止量の一時的減少が平成14年から19年度にございまして、その反動で増えていると。したがって、この傾向は今後も逆に増えた状態で安定化していくものと考えております。これは後ほどご説明いたします。このため、今回の料金算定におきましては、至近の3カ年である21年から23年度の溢水電力量の実績を基に算出したというのが実態でございます。

次のページをごらんください。

ただいま申し上げました水力の停止率の増加の内訳を少し分析させていただきました。各年の棒グラフが3つ並んでおります。一番左側が故障というので極めてこれはわずかであります。真ん中が色の濃いところですが、出水の影響によるもので発電ができないもの、21年度ぐらいから急に増えているのがおわかりいただけたと思います。それから、右側の棒が作業によるもので、

このうち色の濃い下の部分がオーバーホール分でございます。至近年において明らかに、先ほど申しましたように出水影響による停止率が増加しているということと、作業も右側の棒を分類してみると、短時間集中豪雨による出水が多くて、発電設備に土砂が流入するなど復旧作業が長期にわたってしまうような事象が最近出てまいりまして、21年から24年度のところに点線で囲んであるのはその量でございます。それから、もう一点のオーバーホールにつきましては、後ほどまたご説明いたします。ということで今回策定におきましては、至近年の停止実績を踏まえさせていただいたということでございます。

次の4ページは、これは参考でございますけれども、至近10カ年の水力の停止率を月別に示したものでありまして、やはり最近停止が増えていると。

それから、次の5ページ、これは参考でございます。気象庁さんからやはりこういう短期的な豪雨が増えているということを頂戴しております。

6ページをごらんいただきたいんですが、こちらが先ほど冒頭に触れました水車発電機の保守の方式を変えたというご説明でございまして、平成12年ごろから水力発電に限らず、電力設備の保守の効率化を図ってまいりまして、水車発電機につきましても、設備をしっかり使い切って改良、修繕の工事費を削減していくという取り組みを始めまして、水車発電機の回転機は割と摩耗なんかの経年劣化の状況が非常につかみやすいので、摩耗によるこの修理と、それから、効率回復による費用対効果などを考慮して周期の延伸の上限を決めたのが14年度から導入しております。これまで12年に一回定期的にやっていたオーバーホールを発電所によって12年に一回のものと3年延ばして15年に一回あるいは18年に一回という形に個別に分けまして、とは言いながら途中の診断のところでやはり劣化が進んでいるものはそれにこだわらず早目にやるといういわゆる Condition Based Maintenanceというのを導入したのが平成14年度からでございまして、したがいまして、3年あるいは6年延ばした影響で平成14年から19年度にかけて一時期オーバーホールの台数が減ってきて、20年度以降、もう6年経過した以降は多分定常的になるだろうという水準を点線で示しておりまして、これは台数の平均でありますけれども、1年20台ぐらいやっていたものが16台ぐらいに減るという施策を打っておりまして、たまたま過去10年を見ると、そういった極めて作業が少なかった時期が入るので、そこを除かせていただきたいというのが実態であります。

次のページは、これはもう最初にお出しいたしました水力・新エネルギーの発電量の内訳でございますので、省略をさせていただきます。ということで水力につきましては、割と実態に近いところを拾わせていただいたというのが実情でございます。

それから、8ページに移りまして、出向についてでございます。

これもこれまで申し上げてきたことをまとめさせていただいたんですが、まず、グループ会社以外の出向先の多くは原子力関連業務など電気事業の運営に必要な分野に関して、全国大での取り組みを行っている団体でありまして、電気事業者として積極的に関与し、そこから得られる成果は当社の電気事業の運営に有用であるため、賃金の一部を当社が負担しております。当社のグループ会社につきましては、その多くは当社の電気設備の運転・保守等を専門的に受託することを目的として設立したもので、当社社員を出向させることにより、グループ会社の業務品質の向上を推し進めることは当社にとっても外部委託を通じたコストダウンにつながるため、出向者の賃金の一部を当社が負担しております。

グループ会社を出資比率ごとに整理した場合におきましても、出資比率の高い会社には当社の電気設備の運転・保守等を専門的に受託することを目的とした会社が多く、出向者を通じた業務品質の向上のほか、親会社としてグループ会社の経営を管理し、効率化推進等の指導を実施しております。

次のページをごらんください。

ここからは配電の高圧絶縁電線の劣化更新の計画のご説明を再度させていただきます。絶縁電線の劣化更新につきましては、今回除いておりますけれども、OC-Wという従来のOCに対して精密化したもの、あるいはOEという絶縁電線ですけれども、いずれも接続部のところから水が入って腐食、断線に至るもので、中がより線のOC-Wについては経年30年ぐらいで断線が顕著になってくる、中が単線のOEにつきましては、40年ぐらいから顕著になってきますというご報告をさせていただいております。

9ページのOC-Wの電線につきましては、平成25年度までの対策品の開発、点検手法の検証を行っており、26年度から劣化更新を実施していくこととしております。施設後30年を超過した直線接続部のある電線を対象に個別に点検を行った上で、不良と判定した電線を張替、異常のなかったものはカバーを取り付けるという作業を行います。断線による感電防止の観点からも、施設後30年を超過した古い電線から点検、張替を行い、平成31年までに繰り越し分を解消していきたいという計画をしております。

次のページをごらんください。

こちらはOE電線のほうでございますが、こちらにつきましては、26年度中に対策品、カバー類ですけれども、開発を行い、主に27年度以降の劣化更新となります。26年度も一部間に合うものはさせていただきますけれども、こちらも施設後40年を超過した電線のうち、テーピング補修がある電線の張替をさせていただきたいと思っています。こちらも同様に断線による感電防止の観点からも、26年度にできない分については翌年度に繰り越し、29年度までに繰り越し分を解消

していきたいという計画を組んでおります。

続きまして、電灯引込線の劣化更新を説明させていただきます。11ページをごらんください。

引込線の劣化対応といたしましては、これまでに火花や断線の発生確率の高い動力のほうの引込線の張替をしてまいりました。しかし、電灯の引込線におきましても台風の都度、火花や断線の発生数が増加しており、平成24年度の台風時の発生状況を踏まえまして、公衆保安確保の観点から25年度より張替を開始したところでございます。施設後30年となる電灯引込線のうち、特に細い線は絶縁も薄いものですから、直径3.2mm以下の電線をまずは張替対象として、古い引込線から張替を行っていかうという計画でございます。

次のページをごらんください。

こちらは配電取替修繕費の推移を以前お出ししておりましたが、そこに普通修繕費を追記して推移を示させていただきました。加えて、前回委員会でご依頼のございました原価算定期間以降の配電修繕費の想定結果につきまして、13ページのほうをごらんいただきますと、原価算定期間後の修繕費の水準といたしましては、柱上変圧器の取替——これはPCBを含んでいるものでございます——の完了やスマートメーターの全数設置完了など将来的に工事費が減少するものがあるものの、劣化のほうで今度は支持物のほうが経年劣化対象に入ってまいりまして、その取替開始や太陽光の設備による電圧・電流の変動に対応した改良型電圧調整器の導入などの計画的な修繕工事の増加がございまして、これらを踏まえまして将来的にも原価算定期間と同じレベルになると考えております。

次の14ページをごらんください。こちらでは2・3段料金の格差率について補足説明をさせていただきます。

今回の申請に当たりましては、他の電力会社の料金審査におけるご議論や省エネルギーの推進という観点から、2・3段料金の格差をできるだけとるようにすると同時に、やはり第1段の値上げ幅を抑えていくというバランスに配慮して水準を決めております。

図にお示していますように、当社と値上げを行った各社の申請時における第2段料金と第3段料金を示しておりますが、左側が第2段、右側が第3段料金となっており、当社の場合、一番左でございますけれども、第2段の申請料金は税抜きで23円65銭、第3段が26円14銭となっております。第2段料金は現行の料金が22円63銭であるところ、1円02銭の値上げをお願いさせていただいており、規制部門の平均値上げ幅である1円18銭と同程度となっております。

一方で第3段料金の値上げ幅は現行の料金が23円99銭であるところ、第2段料金の値上げ幅である1円02銭にさらに1円13銭上乗せした2円15銭の値上げをお願いさせていただいているところでございます。したがって、第3段料金につきましては、第2段料金の上げ幅である1円

02銭の2倍を上回る水準であるというふうに考えております。このように当社といたしましては、できる限りの格差を設けるようにしておりますが、平均値上げの幅が小さいので、現行料金の格差率の影響を受けやすいため申請料金の格差率は1.11と他の電力会社に比べて相対的には低くなっているという実態でございます。

最後に15ページをごらんいただきまして、お客さまへのご説明状況などについてでございます。

直近までの実績に置きかえさせていただきました。また、先般の小委員会でいただいたご意見などを踏まえまして、下のほうに記載してありますとおり、ご高齢のお客さま向けのPR資料をご用意させていただいておりますし、行政機関に対しまして、ご協力をお願いしているところでございます。今後もより多くのお客さまにご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

前回までにいただいたご質問に対する回答は以上でございますけれども、参考として参考資料3に1月8日に開催されました第13回家庭用電気料金の値上げ申請に関する調査会におきまして、当社が説明に用いた資料のうち、本委員会に提出していないものにつきまして添付させていただきましたので、また後ほどごらんいただければと存じます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、その他ご指摘がありましたら、どうぞお願いいたします。秋池委員からどうぞ。

○秋池委員

ご説明ありがとうございます。9、10、11ページの劣化更新を中心としたところなんですけれども、やはりいろいろと工夫をされているというのは大変よくわかったんですが、どうしても原価算定期間の水準が少し他の年度よりも高目になるというのは引き続き気になるところでありまして、それはある理屈があつてこうなっているというのは大変よくわかるんですが、もう少しやはり平準化をするようなことを考えていただけないかなというのが意見でございます。

○安念委員長

そこは当委員会としてはかなり大きな関心事で、確かにそもそも最初に張ったのが30年前だったので、30年後あるいは40年後の今になって張りかえがぐんと事実上初めてであるというのは、これはよくわかる話ですよね。ただ、そうはいっても、例えば10ページの絵だと、やはり向こう3カ年がやや多くなっている印象があるのと、それから、電灯の引込線については、これは引込線そのものは大昔からある話なので、それがやはり原価算定期間にほぼ頂上を迎えて、先行きはだんだん減っているということになると、工事の都合その他はいろいろあれ、この手の恒常的に

生ずるものについては、ユーザーの負担という立場からすると、やはりできるだけ平準化していただきたいというのは、これは秋池委員がおっしゃるとおりなんです。

その点についてはどうですかね。これはこういうものでしょうがないんだというふうに納得せざるを得ないんでしょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

計画でありますので、やはり量的に少しもう一度誤解を招かないようにご説明させていただきますと、各年に張替える数量につきましては、9ページも10ページも一番右側の黒い部分なので、そんなに極端に算定期間に上積みするんじゃなくて、なるべく30年とか40年に決めたものは均平化して対応していこうという努力はしております。あと、OC-Wにつきましては、まだ実際にものを見て張替なのかカバーだけで済むのかというのがあるので、若干これはまだ計画とずれる可能性はございますけれども、OEのほうは見ただけではわからないものですから、張替という形になってしまい、多分計画どおり推移すると思うので、少し量的には変動するかもしれませんが、算定期間にたくさんどっと積んだわけではなく、割ともうやらなきゃいけないものを均平化して繰り延べたつもりではございます。答えになっていませんね。

○安念委員長

では、秋池さんから、まずどうぞ。

○秋池委員

そういう工夫をされてご苦労の上での数字だということもよくわかっております。ただ、ちょうどその年度が来て、急に山ができてきたものですから、もちろん過去と平均してくださいとかそんなことを言うつもりはないのですが、以前にこの件だったかどうか、いろいろな設備について劣化度を年度でプロットしたのを見せてくださったことがありました。ものによって本当に短い年月でもだめになってしまうものもあれば、40年、50年たってもまだ耐えているものもあるということもございますので、去年まで大丈夫だったもの、今年まで大丈夫なものが年限が来たからと言って来年、全部が一気にだめになるのかということではないのだと理解しております。そういう要素も含めて繰り延べを考えてくださっているんだとは思いますが、その中でもより精緻に見ていただいて、経営として今非常に苦しい状況にあるという中で、安定供給は念頭に置きつつもやはり抑制するということもお考えいただければというふうに感じました。

○安念委員長

ちょっといいですか。このグラフの見方ですけども、例えば9ページの下のほうにある棒グラフを見ると、これは白いところが施設後30年を超過する電線だから、これは張りかえの対象にはなるというだけの話。実工事がどれだけ行われるかは、これはまた別の話であって、これは黒

く塗りつぶしたところが実工事の想定量というふうに考えるわけですね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

そうです。

○安念委員長

それは10も11も同じであって、その黒いところ、塗りつぶしたところだけを見てもらえれば大体均平化しているじゃないかということをおっしゃりたいわけでしょう。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

この工事については、そうです。

○安念委員長

わかりました。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

もう一言つけ加えさせていただくと、白いところと黒いところへ行く途中に、真ん中にグレーがあって、これが実は経年が30年経っても接続していない部分であり、大体これは過去の比率で置いているというところなので、対象はやはりここのグレーのところに行くということで、結果的に今、委員長おっしゃられたとおり工事量としては均平化を図らせていただいていると。

先ほどの秋池委員がおっしゃったのは送電線の例なので、あれはかなりサンプリングをして、確かに劣化度が進みながら、安全率があるのでもちますよということで、割と期間を冗長的にとはいいませんけれども、すぐに張替という形はとっておりませんが、配電線につきましては、物量が多いので、どの部分に冗長性があるかというのはなかなかわからないのと、一番我々が心配しておりますのは、断線をして垂れ下がっちゃうと、非常に故障電流が小さいため、送り出しのスイッチで検知して切り離すというのはなかなか難しいものですから、切れたままわからずにほったらかしになってしまうということがあり得るので、それで感電災害になってはいけないなど。停電に対しての規模は小さいんですけども、そういう公衆保安の観点からなかなかたくさんの量をこれぐらいに対象を絞っていくというのは非常に実は難しいものですから、今のような計画をさせていただいております。

○安念委員長

では、楓さん。お待たせしました。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

秋池先生よりもちょっと理解度が悪いかもしれませんが、要するに張りかえだとか劣化とかというようなこういう事象というのは当然予測されることだと思うんですね。そのために会計法上からこういって、積立金だとか準備金だとか引当金だとか、このような項目の設定が

認められているわけで、そういう意味からいえば、もう少し平均化できるような、そういうような工夫があるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○安念委員長

そういう引当金はあるんですが。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

修繕費ですから、取替改良と同じように、あるたくさんの物量の中から経年的に移行するものが限られてきますので、その中でかなり均平化というものを図ってきているのは事実でございます。これは以前ご説明いたしましたように、平成10年代以前まではかなりの物量が改良と修繕であったんですけれども、そこらになるべく設備を使い切り、延命化をするということで一時期減らしたものがまた今逆に増えてきているというのが実態でありまして、そういった意味では、修繕費につきましては、毎年割と均等に計画を組みながらやってきているのが実態でございます。先ほど将来についてお出しさせていただいたんですけれども、対策が一巡した後に次のものをというのは、今おっしゃるとおりいつから始め、どういう対処をするかというのはこれから出てくると思うんですけれども、やはりそこらもそんなに極端に毎年支出が増えないような配慮はさせていただいております。

○安念委員長

わかりました。では、松村先生から辰巳委員、梶川委員の順番でお願いします。では、松村先生、どうぞ。

○松村委員

今修繕費のことが議論になっているので、修繕だけ先に言ったほうがいいでしょうか。

○安念委員長

はい、お願いします。

○松村委員

では修繕費のところ。9、10、11のところで、見た瞬間にはわからなかった部分が幾つかあったのですが、今の回答で大分わかってきました。

まず、9のところでは点検手法を検証するというステージがある、その結果として遅れて始まったのに、次の10のところではそれがなく、開発したらすぐできるのはなぜかと疑問に思っていたのですが、今、副社長からお答えいただいたように、ある種の差が必要だから。これは一応今一旦わかりました。ただ、技術のプロではないので、あれだけではまだわからないので、また追加で聞くことはあると思いますが、一応理屈はありそうだということはわかりました。

それで、11のほうがその点ではとてもわかりにくい。開発が21年に終わっている。それで、そ

の後台風により断線が多数発生したというので、その後加速していると、そういう説明なのでしょうか。しかしこれ、順番が逆だととてもわかる。断線がたくさんあったので、あわてて開発し、開発が終わってから始めますというのならわかる。こういう問題があるということがわかっているから開発したのですよね。何で開発が終わった後にすぐに急速に取り替えをしなかったのか。何でこんなに遅くなったのか。26年のところでこんなにぽこっと出てくるのかというのがまだわからないのです。ここについては説明をお願いします。

○安念委員長

では、一旦そこからいきましょうか。お願いします。

○説明補助者（中部電力株式会社）

この資料の11ページの冒頭に書いてございますが、引込線の劣化更新対応といたしまして、火花とか断線の発生確率の高い動力線を中心にこれまで張替をやってまいりました。動力線がとりあえず終わったものですから、その後電灯線ということで、やはり動力線を先にやりまして、今回電灯線をやろうと。はたまたそういう優先順位を決めてやってまいったんですけれども、今回台風が来まして、消防とか警察から火花があるということで、その他の厳しいご意見をいただいて、これもやっぱり公衆保安、皆さまの社会不安を取り除くためにやらなきゃいけないということで我々行動を移したというものでございます。

○安念委員長

そうすると、こういうことですか。11ページの下の方の棒を見ると、24年までは棒の背丈が非常に低いんだけど、これは電灯引込線の話だけなのであって、動力線のほうはこの棒にあらわれていないところで一生懸命やっていたと。その技術的な使用は、やはりそれも何線だったか。2層DV線であるという点は同じなわけですか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

そうです。

○安念委員長

わかりました。

○説明補助者（中部電力株式会社）

2層DV線というのはやはり動力も電灯も使うものですが、この開発をしたときにはまさに動力のために開発しまして、適用してまいりました。その後、当時も電灯への適用も考えたんですけれども、優先順位を考えて開発した後、電灯を中心にやりまして、母数の多い電灯にも着手したという内容でございます。

○松村委員

理解しました。台風なんて毎年、毎年来るものだし、大きな事故も幾らだってあるだろうと思っていたら、24年に消防庁から、外部からきつい指導を受けて、これでしたがつて、本格的に対策に取り組む必要性をようやく認識し、翌年から始めたということですね。状況はとりあえずわかりました。

○安念委員長

何かコメントがおありでしたら、どうぞ。

○説明補助者（中部電力株式会社）

消防庁ではなくて現場の消防署から当社営業所に対していろいろご意見いただいたということでございます。

○松村委員

失礼しました。消防庁と消防署を区別しないで申しわけありませんでした。

○安念委員長

消防からと言っておきましょう、それでは、ありがとうございます。では、とりあえずよろしいですか。後ほどまた。

辰巳先生、どうぞ。

○辰巳委員

今のこの修繕の話じゃないことでもよろしいですか。構わないですか。

○安念委員長

もちろんです。

○辰巳委員

よく理解できないという意味で提供いただいたこの資料が水力発電の件なんですけれども、1つ目の理解できないのは、前回の値上げのときには過去の10年間の平均を使って、今回は3年間の平均を使った、その変えた理由が直近すごく急激な雨が降ったりとかという理由だというお話で、このあたりがそれで納得していいのかなというのが私自身もちょっとおかしいなというふうに思いながらおりますということがまず1つ前提にあるんですけれども、6ページの絵がちょっと理解できないんです。

まず、ここの太い破線がありますよね。左側は、13年までは20のところにラインがあつて、20年から29年は十六、七のところに破線があつてと、この破線の意味がちょっとよくわからなくて、その破線が例えば10から13のところで見て、その4年間の平均だというんだつたら、その4年間の平均の位置はこの20よりもっと下のほうに来るのかなと、もしも平均ならば。というふうに思つて、右側の20から29年もその間の平均ならば、もっとこの破線が上に来るんじゃないかなとい

うふうに思って、よくわからないなというそのご説明をちょっといただきたいなと。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

わかりました。まず、6ページのほうからご説明します。

当社には水力発電所の水車発電機が、また正確な数字を出しますが、250台ぐらいございまして、平成13年までは12年に一回定期的にオーバーホールをして、水を抜いて水車を見たり発電機を点検していたのが14年度以降、3種類にその定期的なものを分けました。12年に一回のものと15年に一回、3年ぐらい間をあけるもの、それから、18年に一回、6年間をあけるもの。ただ、その間に3年ごとの定期点検というか普通点検とか動作試験はしていますから、水車発電のコンディションはちゃんとチェックしておりまして、本当に分解して開けるかどうかというのをこの上限に繰り延べたということでありまして、したがって、250台の12年に一回ですと21台、20台平均になるという意味の平均を置いていると。12年のものと、それから、15年に移行したものの、18年に移行したもののこれまた平均をとると、大体年16台ぐらいになる。単純平均しますと12年を15年に延ばすようなものですから、総平均すると年16台ぐらいになるという意味で、20年からやり方を変えて6年経ったものですから、定常的になっていくでしょうと。

毎年対象数は20台ぐらいあったのがその年にやるものと3年延ばすもの、6年延ばすもの、これはかなりアットランダムに入っていますけれども、定常的なイメージを示したくて点線を引いたものでありまして、結果的にオーバーホールにかかる修繕費あるいは一部取替の費用をそれで抑制して、効率化の中で信頼性を下げずに抑制したというものです。したがって、14年度から19年度にかけては延伸して飛ばしたものがあるので、その期間は台数が結果的に少なかったということで、これはグラフは実績でございますので、25年度以降は計画が入っているものですから、ただ実績を落としただけで、18年度にぽこっと上がっているのは、これは繰り延べをしたかった対象の小さな水力はやっぱりちょっと早くやらなきゃいけないよねということで決めた分まで延ばせなかったのが積んでいるというのが実態でございますので、多分書くと1回落ちたのがだんだん20年度以降の線につながっていくんじゃないかということですが、少しそこは表記を控えさせていただいたということでもあります。

もう一つのご質問のほうですけれども、これは20年の料金の届出のときには確かにちょうど今申し上げたそのところだったんですけれども、なかなか顕著に今後の数量も見きわめられなかったことと、10カ年、これをごらんいただくと、やっぱりそんなに大きく変動していないので、このまま使わせていただいたと。ですから、先ほどのオーバーホールの台数は減っているんですけれども、やっぱり結構大きな出水によっていろんな他の作業停止も増えてきているというのが多分これは推測ですみません、分析できなかったので反映していないんですけれども、オ

ーバーホールを繰り延べるのと同じように、その周りの一緒に定期的な普通点検のときに同調してやっていた作業なんかが多分繰り延べられているので減っていったんじゃないかと思いますけれども、少しそこは分析できなかったもので、過去も反映していませんし、今回も実は反映していないというのが実態でございます。

○安念委員長

事実はよろしゅうございますか。3年平均で過去10年に延ばすかはちょっと我々議論して決めなければいけないことですので、今後検討しなければなりません。

それでは、梶川先生の次は松村先生、南先生とこの順番でいきましょう。

○梶川委員

先ほど来話題になっている修繕費の平準的なものの考え方というところに関しまして、こういった割と見積もりを伴う長期的なリスク管理行為といいたいまいしょうか、こういったものの経営裁量というのは非常に重要になられて、安全性というのは第一でございますから、実行行為としては適切にさせていただくと。ただ、これを査定料金の中で考えていく場合に、長期標準的な金額をどう査定として考えて、かつそれを現実実行行為は当然ずれますので、それが発生原価として表現をされていくだろうと。そこで考えた場合、ある程度の差異というのはいわゆるビジネスのリスクとしてのバッファーとしての剰余金というものの中で見積もられる数字と実行行為との差額が表現されて、時には実施された金額よりも多く査定をできていたときもありますし、逆のときもあり、その分が多少利益になったり逆に本来想定される事業報酬より下がるというようなことというのは少し考え得ることなのではないかと。

そういった意味ですごく効率化を図ってこられた16年、17年、18年あたりに少しそういう意味では多分当初想定されたよりも剰余がもしあったとすれば、これは実行行為は本当に経営裁量として適切にやっていただくということは、ほかの経費科目でも皆同じことだと思うんですけれども、少しその辺、総括原価という特殊性の中で整理をしていっていただいてもいいのかな、また、我々査定する立場としても整理をしなければいけないことかなというような気がいたしました。これは決して今の制度枠組みの実際発生原価の見積もりというものから逸脱するというつもりは毛頭ないんですけれども、各種のもので規制料金に付加できる範囲というものと、よく役員の顧問の方の報酬なり、実際お支払いになられるという話は違う話ですというのとちょっと類似するところも発想としてはあって申し上げてはおります。

○安念委員長

それはそうなんだけれども、だから、要するに中部さんの持ってきたこのグラフじゃ話にならないとおっしゃるのか、のみ込みましたとおっしゃるのか、それはどっちなんですか。

○梶川委員

だから、そう言われますと私の会話の特徴なんですから、少し平準的な形は十分に理論的にもとり得るのではないかとということで、おもんばかっていただければということでございます。すみません、回りくどくて。

○安念委員長

わかりました。松村先生、どうぞ。松村先生、その次に南先生、山内先生。

○松村委員

それでは、資料の順番にまず水力発電のこと、これは質問というよりは意見です。やはり全ての点に関して、今まで10年でとってきたのであれば、今回も10年にすべきだと思います。

まず、気候が大きく変動しているというのに関しては、私は物すごく不信感があります。不信感があるというのは、気候が大きく変動しているというのは確かにこの停止率も3年間急激にふえているということはあるわけですから、あるいは温暖化の影響というのを科学者が指摘している、そういう人もいるわけですから、これが嘘だとは決して言わない。確かにこの3年間で今までのやり方が全く通用しなくなるほどの急激な気候変動があったのかもしれない。しかし、需給検証小委員会で御社の技術系の幹部が、水力発電は長いデータがとれて信頼性が高いけれども、風力発電は直近のデータしかとれないから信頼性が低いということをあれだけはっきり言っていた。それだけ大きな気候変動がわずか3年の間にあったと認識しているなら、その人は当然この2ページに書かれたようなデータは見ているはずで、それにもかかわらず気候変動で大きな変動が直近の3年間にあったなどというようなことはおくびにも出さないでそういう発言をしておきながら、今回の料金申請に際しては、今までは10年でやっていたというのを3年に変えるというかなり異常なことをしている。それほどに大きな気候変動というのを認識しているなら、何でああいう発言になったのだろうか。私にはとても不思議です。

不思議ですが、しかし、これは電気のプロには電気のプロの理屈があるのだと思います。あの発言はキロワットの議論で、こちらはキロワットアワーの議論なので、したがって違うということはある得ると思います。しかし気候がそれほどに、つまり10年を3年に変える必要があるほどに変動している、今まで3年でやっていたものをそのまま正当化する理屈の一つとしてこういう変動があるというのはわかるとしても、10年を3年に変えるなどという非常に不思議なことをするほどに大きな気候変動があったと認識しているのだとすれば、何でああなるのかな、それほど大きな気候変動なのにキロワットにも影響がないというのは不思議に思っている。

しかし、いずれにせよ、ここを追及してもしょうがない、キロワットとキロワットアワーが違うと抽象に言われて煙に巻かれるに決まっていますから、もうこれ以上は追及しませんが、しか

し、もう一回考えていただきたい。今まで3年でやっていたものの3年の正当性を主張するのではなく、10年でやっているものを3年に変えるということをやるとして、例えば豪雨とかというようなものが今まででも筆頭で理由に上がっていたわけですが、どうしてこれほどの大きな気候変動を認識している人たちがああいうことを言ったのか不思議に思っている人がいる、それほどの気候変動があるなら、なぜキロワットに影響がないのか、風況や豊水渇水の偏差には気象変動は全く影響を与えないのか、不思議に思っている者がいる、ということはきちんと認識していただきたい。

それから、次の点です。水力の修繕費に大きなでこぼこというのがある。これは中部電力の大きな努力というか改革の結果であるというのは十分認識しました。この努力は高く評価すべき、平成14年から平成17年あるいは19年にかけて大きくコストを下げたことに関しては高く評価すべきだと思います。しかし、この部分をカウントするために、ここだけ3年に変えるというのに関しても、私は反対します。

どうしてかという、もしそれが正しいとするならば、例えば平成14年から平成19年あたりにかけて原価算定期間になるような料金に関して、今までの届け出制のときに、もし3年という算定期間を取り修繕費が低くなったところをより反映するような形で申請していたということがあったとするならば、その変更はそれなりに理屈はあったと思います。大きな構造変化があったわけですから。例えば平成17年だとか平成16年だというもののコストは大きく変動したわけで、今までのところを漫然と10年にとって平均してならしてしまえば、その期間の費用としては明らかな過大推計になる。そういうところについては今までどおり漫然と10年のデータをとっていたのにもかかわらず、今回の値上げ申請のところでは、このところの影響が入るのはミスリーディングだから入れないというのはインコンシステントだと思います。

過去のやり方が間違っていたとは思いません。過去10年だった。したがって、結果的に原価算定上の費用が足元のコストよりも低かった。経営努力によってコストを下げた部分は利潤として確保し、それを自己資本の充実に充てた結果として高い自己資本というのを維持してきたのは高く評価すべきであって、昔が間違っていたとは決して思わない。この活動は高く評価すべきで、実際に過去中部電力に超過利潤をもたらしたのだと思いますし、それが不当とは思いません。しかし、そのような昔の申請の経緯を考えれば、今回だけ3年にするというのは理屈に合わないと思います。この点も10年で統一すべきだと思います。

次、出向についてです。先ほど冒頭で誤請求のことについてお話をいただきましたが、これについては、まず確認させてください。新聞記事が常に必ず正確だとは言わないのですが、新聞記事の論調からすると、誤請求というよりは虚偽の請求にかなり近いのではないかと。単に計算を間

違えた、こういう類の誤請求だったのかというのは確認させてください。

間違えるのは人間誰にでもあるので、過大請求もあり、過少請求もあり、過去ずっと遡って精査したら過少請求の間違いも過大請求の間違いも多くあった。しかしこの期間だけで見ると過大請求のところが多く出てきたので減額修正するということなのか、誤請求ではなく過大請求が頻発していたのか。しかも、新聞記事がもし正しかったとすると、ある種の手抜きは言い過ぎかもしれませんが、それに近い行動である種の工程を省いたのにもかかわらず、そのコストを上乗せして出してきたというわけなので、誤請求という言葉のイメージよりも遥かに悪質性が高いもののように見えるのですが、この点についてはもう少し説明をお願いします。誤請求で正しいと、本当に単に間違っただけということなのか、確認させてください。

それから、次に、これは8ページに出ている、ここにリストされている会社が起こした不祥事ですよね。間違っていたら訂正してください。ということは、今まで散々説明してきた出向者がいて、効率化して納入価格が下がるという説明の信憑性を著しく損ねる事例のように僕には見えるのです。そのように出向者が大量にいて、本社に顔がきくから、より高い値段で納入できる、そういうことによってこの会社には貢献しているのだけれども、高い値段で納入できるという貢献分でもまだ給料が賄えなくて、更に中部電力から給与の補填をしている、そういう構図に見える。先ほどの誤請求の件はひょっとして氷山の一角なのではないかという疑念を持っていますので、先ほどのような軽い説明ではなく、もう少しちゃんとした説明をこの8に関してお願いします。

それから次、先ほど発言した修繕費に関してです。本当は秋池委員がおっしゃったようなことを全面的に経済学者としてはサポートして、なるべく後ろに回して長く使えるものは使ってくださいと言うべきだというのはわかるのですが、一方で、それで安定供給に支障が出ると言われると、私たちは技術のプロではないので、安定供給を犠牲にしてまで後ろ倒しをしてくださいということをこの委員会で言うべきかどうかは、若干の迷いがあります。

ただ、あの議論を聞いていて、とても健全な姿だと思った。安定供給を第一の使命とする電力会社が安定供給のために今投資が必要だと言い、コストのことを重視する私たちがもう少しコストを削減できないかと言うのは、極めて健全な構図。他の問題でも同じような構図があらわれてくることを期待しています。経済学者が安定供給のためにこうすべきと言い、安定供給を第一に考えるはずの一般電気事業者が、コストのためにそんなの不要なのだ、そんな場合には停電するのもやむを得ないと言い、しかし精査するとそのコストは安定供給に役に立つとも思えないオール電化営業にかつて投下されていた費用に比べて全然大したことない、などというようなことが今後は繰り返されないことを期待しております。

以上です。

○安念委員長

いわゆる誤請求について何か現段階でコメントいただくことはありますか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

言葉が少なくて申しわけありませんでしたけれども、誤請求という言葉の中には、おっしゃられたとおり工種によって本当に間違っちゃったというのものもあるんですけれども、大部分がやはり不正という意識をして請求してきたと。これは具体的に申し上げますと、電線を張替えるときに仮設のものをしなきゃいけないとか、電線を吊るメッセンジャーとか接続をするのに仮の開閉器をつけなきゃいけないという工事のところを、場合によってはそういうものを使わなくてもできてしまうものもあるし、やっぱりしっかり使わなきゃいけない作業もあるんですが、結果的に使ったか使わないかというのは、その現場にいた作業者の人たちにお任せをして、使わなければ使わない請求、使ったら使った請求という形の手法をとっておりまして、一部においては使っていないのに使ったという実績があったのは事実であります。トータルのどれぐらいかというのは、そこまではそういう分析をしていませんが、結構多くの部分がそういう領域でございます。

では、そういう関係会社はどこかという、配電ですから、先ほどのページの連結子会社の中にある会社でございまして、他はどうかという、送電線、変電所あるいは火力発電所（を保守、工事する会社）というのは連結子会社の中におるんですけれども、やはり同じような作業があるときは逆にこれをしたから請求をすると、ちょっと契約手法が異なっておりまして、同時に、これをしたというところは何らかの後でわかればいいんですけれども、わからないものは途中のプロセス、作業写真をつけるなどして検収時にしっかり管理するという方式をとっています。今回調査して、やはり誤請求のあったのはそういうのも全くなかったというか、我々も現場でずっと見ているわけではありませし、任せきりのところがあったということで、少しそこはこれからの発注方法も含めて変えていこうということは考えております。また、その会社につきましては、出向者自体はそんなに実は多くなくて、どちらかというと、いろんなトータルの経営管理のほうに回しているものですから、そういった意味では出向者を出している品質管理というところでは、少し甘いところが実はあったというふうに反省はしております。

○安念委員長

後半部分はいかがですか。コストダウンになっているという触れ込みだが、誤請求があるようではその看板も怪しいんじゃないかというご指摘だったように思いますが。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

トータルの委託というか発注物量に比べると、やっぱりそこ（誤請求をした会社）にお任せし

ている部分がすごくわずかな部分でありますので、それがそのままコストアップにつながっているとは思っておりませんが、しっかり作業手続きあるいは途中の経過を報告しろと行って、かえってコストアップしないように少し発注の仕方も含めて考えなきゃいけないかなと。仮設をしたその都度、写真を撮ってこいと色々なことをすると、価格の単価が上がっていく形になっていきますので、そのところをどういうふう品質管理をしつつ調達価格を下げていくかというのは、今請負会社とあわせて検討しているところでありまして、誠に申しわけない事態でありますけれども、コストアップにつながっているという認識はすみません、さほどというところですが、ございません。

○松村委員

まず、恐らく数の認識が大分違うと思います。私の感覚ではこの会社への出向者数は決して少ないとは思えない。これを多いと考えるか少ないと考えるのかは主観的な問題ですから、これ以上追及しないのですが、私の常識と中部電力の常識とどちらが一般常識に近いかは考えてください。今言った不正の額自体はこの巨額な電力コストの中で見れば物すごく小さな、ネグリジブルなものだというのはわかりました。しかし、出向者をこれだけ出しておいて、不正すら見抜けない状況でコストの削減に本当に役に立っているのですか。合法的だけれども、不必要なことをしてコストアップになっているとか、こういうのを防ぎコストを下げるのが出向者には期待されているわけですね。前回までの説明だったら、そういうことで大きく貢献しているのかとずっと思っていたわけなのですけれども、そのようなことは決して不正行為ではないので、不正をだめだということよりも遥かに難しいことなわけです。こんな大規模な不正行為も見抜けない、これだけ派遣しておきながら見抜けないのに、本当にコスト削減に役に立っているのですかというのに対して、この不正請求の額は大したことないというのが回答になっていると思えない。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

少し誤解があるといけないんですけれども、そういう不正があったのは数的には多いんですけれども、全社一律に行われているわけではなくて、ある限られたエリアと限られた対象ということなので、決して私どものガバナンスという品質管理のところが確かに足らなかった、あるいは逆に冒頭申し上げましたように契約の仕方がまずく、そういった面でのマネジメントの低下はあるかもしれませんが、それによって関係会社側の意識全体がそうになっているというふうには決して思っておりません。やはり部分的にどうしても起こってしまう行動のところを断ち切るのと、そのところをやっぱり契約が問題であるなら契約のところにとじ込めておくということが一つの方策だとは考えておるんですけれども、誤請求数はある工種でたくさんあったのは事実ですけれども、たくさんのお仕事の中の一部に対してであるので、そのところは我々の発注方

法も含めて対応すべき課題であるかというふうに思っております。

○安念委員長

ちょっとまだいささか消化し切れていないとは思いますが、ちょっとこれは宿題になると思います。どうぞ。その次に南先生。

○辰巳委員

今の件は私も非常に気になっておりますけれども、そういう企業が出資しているんですよね、結局会社そのものに対して。そういう関係はないんですか。そうですね、連係ですものね。だから、そこら辺の、何が言いたいかというと、すみません。処分ですね。だから、そういうことが起こったときのその会社をどう処分するかというふうな話とかはどうなったのかちょっと聞きたいし、あるいは通常はそれだけ不正を働けば、もう今後契約もしないというふうな恰好になるんじゃないかと思うんですけれども、連結しているからそうはいかないのかもしれないんですけれどもね。処理の仕方というのがちょっと気になりました、これからの。

それからもう一つ、契約の手法に問題があったとおっしゃったけれども、その契約の手法は同じさっきの配電のところにも関して同じような、ここだけが受けているわけじゃないんですよね。ここというかその会社だけが。全部事業を受けているんですか、配電に関しては。全部今おっしゃっている不正を働いた企業が受けているわけじゃなくて、ほかにも同じような仕事をしている会社があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうところとどうなっているのかちょっとよくわからなくて。

○安念委員長

これは余りに深刻な問題だと思いますので、ちょっと事務局を交えて一度論点を整理してみます。特にミクロの問題、つまり具体的にどういう不祥事があり、それに対して今後どのような対策がとられて辰巳委員のおっしゃるという、いわゆる括弧つき処分がなされたのかというのは、これはいわば現場レベルというかミクロレベルの問題、それから、もう少しマクロレベルでは、松村先生がおっしゃったように本当に出向というのはコスト削減になっているのと、これはなかなか定量的につかむのは難しいとは思いますが、論点であることはもう明らかですので、ちょっと問題点を整理してみたいと思います。

梶川さん、ちょっと待ってくださいね。まだほかの。それでは、戻っていただいて構わないので、南先生、山内先生の順にいきましょう。

○南委員

時間も押しているのですが、出向ではなくて水力のところですよ。順番を待っていたら水力のところになっちゃったので、戻っちゃってすみません。

ご質問というより意見というか考え方の整理ですけれども、10年、3年問題ですが、10年じゃなくて3年にするという理由は大きく2つあって、1つは異常気象ですと。2つ目は14年から19年にオーバーホールをしていたから、その間は作業量が少なかったからですと、簡単に言うとその2つだと思います。後者の点は、前回の平成20年の申請のときには14年から19年は同じ状況であったのに10年の期間をとっていて、かつ、この2ページの表を見てみると、その前の13年も12年もそれほど停止率は変わっていないし、平成20年だってさほど増えていないということを考えると、今回の申請ではこの期間をオミットしますという理由には全くならないような気がします。

つまり前回申請時は平成13年以前だけを考慮に入れますとおっしゃっていたなら別なんですけれども、前回は入れ、今回は入れない理由が少なくとも全くわかりません。次に異常気象なんだけれども、異常気象がずっと続くかどうかは、気象庁のホームページを引用されていますけれども、はっきり言ってよくわかりません。なので、異常気象だとされるこの3年間だけを前提にする考え方は正直あまり合理性があるとは思えません。

また、10年だとしても、異常気象分を入れると前回申請よりも多分2ポイントぐらい停止率は上がるはずですよ。ですので、それで異常気象分はそれなりに取り込めるはずではないかと思っていますので、3年説に合理性があるとはいえないなと思います。

○安念委員長

わかりました。どうぞ。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

前回20年のときの停止率が平成8年から17年で採ると6.3%で、今回を同じように10年採ると8.2%となります。

○安念委員長

やっぱり2ポイントぐらい上がるんですね。わかりました。とにかくこの論点は我々として決めなきゃいけないことですので、決めます。

それでは、山内先生、すみません、お待たせしました。

○山内委員

すみません、もう大体論点は出て質問しようと思っていたことも出たので、全然違う観点から、これお答えになれるかどうかわからないんですけれども、辰巳先生が問題にされていた14ページの逦増型の料金の格差の問題なんですけれども、電気料金は昔は逦減型だったんですね、その昔は。そうですね。それで、70年代か80年代、そのくらいに逦増型にしたと思うんですけれども、基本の理由は需給ひっ迫でしたか。

それで質問したいことは、あのときに逦増の率を決める方針というのはどういうふうな形でや

ったのかなというのは多分今、ここで伺ってもすぐにお答えになれないと思うけれども、それはちょっと知りたいなというのがあります。それは御社だけの話じゃなくて恐らくほかも全部入れたので、そのときのことだと思うんですけども、それと今、メリットオーダーとかいろいろコストの関係があるので、もしも何かその辺の関係があるんだっただけなら知りたいなということです。これは今回のお話で、料金構成について云々ということ、それで何か直してくださいというよりも考え方として整理したいものですから、それをお願いしたいということです。

○安念委員長

これはどうなんですかね。当局のほうが一定の思想がもしあるなら、ないのかもしれないけれども、いや、つまりこういうのは当初は例えば需要抑制であったものがやっているうちにだんだん意味が変わってきて、今だとある種の社会政策的な色彩がありますよね。そういうふうになっちゃったとなると、これはもう事実としての機能だけになってしまっただけで……

○山内委員

いや、だけれども、さっき問題にされたように社会政策的な面もあるんだけど、例えばコストに何かリンクするというような考え方もちろんあるわけで、それについての議論というのはあり得ると思うんですね。

○安念委員長

もし何かあったらちょっと当局のほうで調べておいていただいたほうがいいですね。では、それはお願いします。確かに何で3段なのかというのは、そうだからそうだとだんだんなっちゃって、わかりました、ありがとうございます。

では、楓オブザーバー、それから梶川先生としましょう。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

時間がオーバーしているようですので、簡単に申し上げますけれども、先ほどの副社長が誤請求というふうに言われたことに対する消費者サイドの視点ですけども、これは誤請求というものじゃないと思うんですね。現状で言うと、中電さんの場合は競争化が20%、随意が80%ですね。これは目標が競争化が35%、随意が65%ということになっていますけれども、この競争化も一般競争入札でなくて、いわゆる指名入札ですよ。それで、こういう中で普通の場合だと競争原理が全く働いていない中で不透明なこういうようなものが出てきているということと、通常ですと、確かに金額そのものは中電さんから見るとそんな大して大きな額ではないかもわからないけれども、普通工事が終わると、竣工検査だとかそういうようなものは発注者がやるものであって、その中で見つけ出せるものではないかというふうに思っています。

それで、ちょっと個人的なことで申しわけないんですけども、資料4の一番最後の12ページ

のところに私の発言が載っていますけれども、ここの発言の中で浜岡原発の堤防のところ、1,300億と書いています。当日私このように申し上げたのかもわかりませんが、これは明らかに間違いで、当初の予算が1,300億で現状は2,800億ぐらい、最終的には3,000億へいくのではないかというふうに言ったつもりでおったんですけれども、先ほどの説明を聞いていると、こういう工事の費用についても、本当かなという気持ちが沸いてくるということを中電さんは肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。

○安念委員長

ありがとうございます。今の竣工検査でわかる話ではなかったのかということも含めて、ちょっと我々の問題意識として受けとめておきたいと思います。

では、梶川さん、どうぞ。

○梶川委員

今の出向と不正の問題と完全にリンクはするので、一言だけ。これ私、当初お聞きしたのは、こういった出向者を出している業者というのは、いわゆる価格でガバナンスする先なのか、基本的に経営管理としても直接ガバナンスする先なのかという意図で、多分これはほとんど直接経営管理としてガバナンスをされるということだと。だとすれば今の問題というのは非常に根深い問題にならざるを得ないということになると思ひまして、先ほど委員長、論点で整理していただくということだったので、ぜひその点は、そういう意味ではイコールフットィングの問題というのは余り関係なくなってしまうと、逆に業務プロセスの問題として非常に重要なテーマにはなるんじゃないかと思います。

○安念委員長

ごもっともですね。要するに分社化しているわけですからね。

○梶川委員

ただ製造部門みたいなものです。

○安念委員長

そうそう。では、片山課長、それから松村先生、どうぞ。

○片山消費者庁消費生活情報課長

すみません、全然皆さんと違うところなんですけれども、ちょっと教えていただきたい、この場でというよりは後ほどで。12ページと13ページの配電修繕費のところなんです、ここで平成27年度がスマートメーターの予算が含まれているんですけれども、私の理解が間違っているかもしれませんが、スマートメーターを導入すると今までの検針器が要らなくなるというふうに思っているんですけれども、それについてそれがどこかの項目が減るのかなというふうな私

は単純な考え方であると思っているんですが、ちょっと僕の理解だと、この表を見ても余り減っているように見えないので、そういうところをやるとともに、私がなぜこういうことを言っているかという、スマートメーターを導入すると、やはり何らかのコスト削減を期待しているのかなど。もちろん修繕費だけでなく人件費とかいろんな、もちろん付加価値的なサービスがあるんだとは思いますが、やはりそうやって下がっていくので、ここの平成35年にスマートメーターが全部設置されると書いてありますので、そういうところとの関係をわかりやすく説明していただければありがたいなと思います。

以上です。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

これはこの場でも示しましたとおり、全体の検針品委託費も含めましてトータルのコストはメリットがあるという形で出していまして、また改めてこの場でご説明をさせていただきます。

○安念委員長

では、次回の紙にはそれも入れていただくことにしましょう。既に出てきた話だと思います。

どうぞ。

○辰巳委員

すみません、ついなんですけれども、ごめんなさい。これ効率化反映前と書いてあるんですけれども、調達の表どちらにも。この意味が今回ご提出なさった算定のところには、今回の審議会での反映ではないけれども、社内的には効率化をやってきたというご説明がありましたよね。その意味とこの言葉の意味が。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

今回は将来的な10カ年計画をお出ししたので、これは社内で部門が積んでいる長期計画をそのまま当てはめたので、料金算定上は調達コスト、審査前は1割減で織り込んでいるんですが、それを反映していませんという意味で、水準をごらんいただくために横並びをさせていただいたかったんで、そういう数字が並んでいるということでご理解を……

○安念委員長

ということは原価としての申請、これがこのまま原価の申請になっているわけではないということですね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

ではなくて、修繕費の水準を工種別にお示しする資料として少し出させていただきました。

○安念委員長

わかりました。トレンドをとにかく示したということですね。わかりました。

では、松村先生。

○松村委員

念のため先ほどの3段階料金のところですが、調べることはぜひしていただきたい。しかし私の理解では、基本的にこのコストは3段階目に張りつける、このコストは2段階目、このコストは1段階目とかということが決まっているわけではない。全体としての収入と全体としてのコストが、事業報酬も含めたコストがちゃんと合っているかどうかはきちんと見るし、自由化部門とこの規制部門のコストの配賦が正しいのかもきちんと見るわけですが、それを3段階にどう展開するのかというのは、基本的には事業者が決めることだと私は理解しています。

したがって、各社で微妙に値が違っている。これはコストの構造が違うからという側面ももちろんあるわけですが、基本的に事業者が自らの判断で決めたことだから。だから各社ごとに違いがある。何か政府の方針で物すごく細かく決まっているという印象を与えてしまうと、電力会社の考え方が全く反映できないような形になっていると誤認されると困る。これは基本的に電力会社が決めることだ、その上でももちろん私たちが査定するわけです。少なくとも今までの査定は、私の理解では、査定した結果として料金が全体として下がった。この下がったものをどう配分するのかという形によって、結果的に申請時と格差が変わるということはあるとは思いますが、格差を積極的に是正するために全体としては下げるけれども、ここの段階は上げるとか、そういうようなことは今まではしていないと認識しています。したがって、その意味で電気事業者の裁量の範囲を大きく侵すような形で査定はしてこなかったし、査定する必要もないのではないかと私は思っています。

しつこいようですが、これは電力会社が自ら決めたことだという事実が歪んで伝わると困ると思って発言させていただきました。

以上です。

○山内委員

ちょっとそれについていいですか。

○安念委員長

どうぞ。

○山内委員

そのとおりだと思うんだけど、そのとおり電力会社が決めることなんだけれども、松村さんには説明する必要は全くないんだけど、経済部の理論では、これは最適な料金構成が決まるので、その考え方もありますと。それから、実はいろいろ考えて、70年代後半ぐらいでしたか、逦増料金にした。そのとき私はまだ学生だったので正確に覚えていないんだけど、電力の要

するに規模の経済が出尽くして長期限界費用が上がっていくんだと、そういう説明をたしかされたんですよ。だから、そういう考え方に基ついて逦増料金になって、もしそうだとしたらどういふふうな考え方なのかということ。

○安念委員長

わかりました。これは我々がどう査定するかというのと制度のフィロソフィーとは、これはまた別の問題ですので、もともとどういふふうと考えられたかということがわかる範囲では調べていただこうと思います。

それから、先ほどの松村先生のご指摘は私も法制上はそのとおりだと思ひまして、ちょっと条文は忘れたけれども、電気事業法19条2項でユーザー間の公平を図らなければならないということは書いてあるんですが、それを満たす限りは別にその3段の段差をどうするかということは、これは電力会社の裁量の問題と。

○山内委員

今言ったのは不当差別。

○安念委員長

そうです。だから、それをしちやいけないことは明らかなんですけれども、それはもう非常にざっくりとした一般条項ですから、やはり基本的には電力会社さんの裁量の問題であるというふうに私も認識しております。

さて、まずは水力のほうの3年説、10年説の整理をしなきゃいけないのと、それから、出向問題について整理をしなればいけないという大問題が改めて浮き彫りになりましたので、これはやっていかなければならないということでございます。今回は特に……どうぞ。

○松村委員

3年説と10年説と整理すると若干ミスリーディングになる可能性があります。つまり今まで3年でやった会社はあったと思うのですが、それはずっと3年でやっていて、今回も3年でやったということです。つまり3年説、10年説とすると、10年が正しいとなると今後変えられないとかということになるとちょっと困るので……

○安念委員長

いやいや、そんなことはない。これは主としてコンシステンシーの問題ですよ。もちろんご指摘のとおりと思います。

それでは、とにかく議論というか考えていかなきゃいけないことはもうはっきりいたしました。それでは、最後に事務局からご連絡をいただきましょう。

○片岡電力市場整備課長

次回の日程ですけれども、また調整の上でご連絡させていただきます。

4. 閉会

○安念委員長

では、どうもありがとうございました。これで小委員会になってからもう11回やったんですね。11回目の会議を終わります。

どうも皆さん、ありがとうございました。

——了——